

平成 年 月 日 税務署長殿		業種目 概況書 要否 別表等	※ 白色申告 一連番号
納税地 電話( ) -	事業種目 期末現在の資本金の額又は出資金の額	同族会社 非同族会社 非同族会社	整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日
(フリガナ) 法人名	同非区分 特定同族会社 同族会社 非同族会社 非同族会社	経理責任者 自署押印	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
(フリガナ) 代表者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	旧納税地及び 旧法人名等	通信日付印 確認印 省略 年度 直前 事業
代表者 住所	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金算分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日  
 別送付要等否要○否○

事業年度分の 申告書

平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)  
 の計算期間 平成 年 月 日  
 税理士法第30条の書面提出有○ 税理士法第33条の2の書面提出有○

所得金額又は欠損金額 (別表四「38の①」)	1 十億 百万 千 円	この申告による 還付金額	16 十億 百万 千 円
法人税額 (36)又は(37)	2	中間納付額 (14)-(13)	17
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「24」+別表六(七)「18」+別表六(八)「19」+別表六(九)「28」+別表六(十)「27」+別表六(十五)「20」+別表六(十六)「28」+別表六(十九)「20」+別表六(二十)「22」+別表六(二十五)「7」+別表六(二十六)「9」)	3	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18
差引法人税額 (2)-(3)	4	計 (16)+(17)+(18)	19
リース特別控除戻戻税額 (別表六(十)「30」+別表六(十三)「30」+別表六(十七)「30」+別表六(十八)「31」+別表六(二十三)「30」+別表六(二十七)「30」)	5	この申告が修正申告である場合	20 21 22 23 24
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」+別表三(四)「14」)	6	所得金額又は欠損金額	20
同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41)	7	課税土地譲渡利益金額	21
課税留保金額 (別表三(一)「33」)	8	課税留保金額	22
同上に対する税額 (別表三(一)「41」)	9	法人税額	23
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	還付金額	24
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは(15)+(24)又は(24)-(19))	25
控除税額 (((10)-(11))と(44)のうち少ない金額)	12	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「20」計+(別表七(二)「11」+「22」又は「31」)	26
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「3」の合計)	27
中間申告分の法人税額	14	この申告が修正申告である場合	28 29
差引確定法人税額 (13)-(14) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入)	15	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	28 29
法人税額の計算 中小法人の場合 (1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(30)	30 31	(30)の2%相当額	34
所得金額(1) (30)+(31)	32	(31)の30%相当額	35
所得金額(1)	33	法人税額 (34)+(35)	36
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	38	法人税額 ((33)の30%相当額)	37
同上 (別表三(二)「28」)	39	土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	40
所得税の額等 (別表六(一)「23」計+別表六(一)「69」計)	42	土地譲渡税額 (別表三(四)「15」)	41
外国税額 (別表六(二)「21」)	43	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額	47
計 (42)+(43)	44	還する金融機関等	銀行 支店 預金 郵便局
控除した金額 (12)	45	口座番号	貯金記号番号 (郵便貯金振替の場合)
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46	※税務署処理欄	年 月 日
決算確定の日	平成 年 月 日	税理士署名押印	(印)

御注意 「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます。)又は人格のない社団等について記載します。